

請願第 1 号資料

県立川崎図書館の市内存続に関する川崎市議会議決の「県への意見書」に沿った内容の実現を求める請願について

1 県立川崎図書館を取り巻く主な経過

- ・平成 24 年 10 月 「神奈川県緊急財政対策」公表 ⇒ 県有施設見直しの基本的な考え方を提示

県立川崎図書館については、検討の方向性として、機能の純化・集約化を含めた検討とされた。

- ・平成 24 年 11 月 県議会「決算特別委員会」：県生涯学習課長答弁（要旨）

機能の純化とは、県立図書館の役割を見直し、図書の閲覧・貸出を廃止する方向で検討することであり、集約化とは、川崎図書館の敷地は、川崎市からの借地であり、市の再編整備計画により、平成 29 年度末までに現在地から移転する必要があることから、県立図書館等との集約化を含めた検討を行うと答弁された。

- ・平成 25 年 2 月 「緊急財政対策の取組状況」公表 ⇒ 県有施設見直しのロードマップ提示

県立川崎図書館については、調整の方向性として、川崎図書館の特性・地域性を踏まえた機能への特化、県立図書館への集約化等に向けて調整とされ、30 年度当初に集約化等を行うとされた。

- ・平成 25 年 6 月 「県民利用施設見直しの方向性に関する説明資料」を公表

県立川崎図書館については、方向性として、川崎図書館の特性・地域性を踏まえた機能への高度化・特化、市内への移転について検討とされ、説明として、ロードマップの「調整の方向性」で、「機能への特化、県立図書館への集約化等」と表記していたが、「機能への高度化・特化、市内へ移転」に変更したとされた。

- ・平成 25 年 12 月 県議会「代表質問」：県知事答弁

川崎図書館の移転先として、K S P が総合的に見て適地であるとの判断に至ったと答弁された。

- ・平成 26 年 2 月 「緊急財政対策の取組結果」公表

県立川崎図書館については、今後の取組内容として、29 年度中に機能を特化し、かながわサイエンスパークに移転とされた。

県立図書館については、29 年度中に川崎図書館の一部蔵書を受入れとされた。

2 本市の取組

- ・平成 25 年 10 月 「平成 26 年度 県の予算編成に対する要望書」

「県立川崎図書館については、富士見周辺地区再編整備の進捗を踏まえ、県による市内での機能の存続が図られるよう要望する。」

・平成 26 年 10 月 「平成 27 年度 県の予算編成に対する要望書」

「県立川崎図書館の持つ産業情報機能の市内での存続方針に基づく取組については、早期の情報提供と着実な推進が図られるよう要望する。」

・平成 27 年 10 月 「平成 28 年度 県の予算編成に対する要望書」

「県立川崎図書館の持つ産業情報機能の市内での存続に向け、本市との十分な協議のもと、着実に取組を進めるよう要望する。」

3 請願の状況

(1) 教育委員会あて請願

ア 請願名

「川崎の宝 県立川崎図書館を川崎市に残し活かすことについて（請願）」

イ 請願者

「川崎の文化と図書館を発展させる会」

ウ 請願の主旨

・川崎と県民の宝、県立川崎図書館の機能・蔵書・人材を分散せず、そのまま川崎市に残し、県と市で将来に亘って協同で発展させてください。

エ 審議経過

平成 28 年 1 月 26 日 定例会審議 不採択

（主な理由）

- ・県立川崎図書館は県有施設であり、県が主体的にあり方を決定すべきであること。
- ・県立川崎図書館について、産業情報機能に特化して移転するという県の方針は、市の考え方とも一致していること。
- ・県立川崎図書館の役割や価値については、市としても理解しており、県の方針に基づく取組の推進が図られるよう協議することはできるが、市が意思決定することはできないということ。

(2) 市議会あて請願

ア 請願名

「川崎の宝 県立川崎図書館を川崎市に残し活かすことについての請願」

イ 請願者

「川崎の文化と図書館を発展させる会」

ウ 請願の要旨

- ・川崎と県民の宝、県立川崎図書館の機能・蔵書・人材を分散せず、そのまま本市に残し、県と市で将来に亘って協同で発展させてください。
- ・市は、県に直ちに申し入れ、存続に向けた具体的な協議を進めてください。

工 審議経過

平成 28 年 1 月 28 日 総務委員会審議 継続審査

平成 28 年 3 月 14 日 総務委員会審議 趣旨採択・意見書提出

平成 28 年 3 月 18 日 本会議採決 趣旨採択・意見書提出

4 本請願の要旨に対する本市の考え方

・県立川崎図書館の産業情報機能は、市民の方々をはじめ企業や研究機関からも高い評価を得ていることを踏まえ、県による市内での機能の存続を要望してきたが、現在、県が産業情報機能に特化し、平成 29 年度中にかながわサイエンスパーク（K S P）に移転するという方針を示したことにより、本市との協議が行われ、県による取組が推進されるよう、引き続き、県の担当課に働きかけていきたい。



川崎市教育委員会
委員長 島 正人様
教育長 渡邊直美様

平成 27 年 9 月 24 日

川崎の宝 県立川崎図書館を川崎市に残し活かすことについて（請願）

「川崎の文化と図書館を発展させる会」
代表 佐々木 勝男
川崎市川崎区日進町 24-5

署名 248 筆 (第一次集約)



川崎の宝 県立川崎図書館を川崎市に残し活かすことについて(請願)

平成27年9月

日

川崎市教育委員会

委員長 岩 正人様
教育長 渡邊直美様

「川崎の文化と図書館を発展させる会」

代表 佐々木 勝男

(住所: 川崎市川崎区 [REDACTED])

1 請願の主旨

- 1) 川崎と県民の宝、県立川崎図書館の機能・蔵書・人材を分散せず、そのまま川崎市に残し、県と市で将来に亘って協同で発展させてください。

2 請願の理由

- ①県立川崎図書館は、建設時、市長の要請で、京浜工業地帯の開発に伴い工業図書館と川崎市の公共図書館の性格を合わせ持った図書館として出発しました。経緯からいって、川崎市にあり続けるべきです。
- ②当図書館は自然科学・産業の専門図書館として、つとに知られ、産業都市といわれた時代に収集を始めた社史・商工会議所史や公害関係資料等日本の産業発達史を知る上でも重要です。これらの資料の一級の価値は全国的にも高く評価されております。それらの資料の蓄積は川崎市民や川崎関連の企業の資料室の司書などとの協同に負うものです。川崎市民にとっても、川崎を知る宝です。
- ③県立川崎図書館は自然科学・産業の特徴を生かした青少年向けの科学室なども運営してきています。この分野の図書館として、子どもたちを科学好きにするノウハウを重ねてきた実践は、他県にない大変ユニークなことと評価されています。その実践を継承し、子どもや一般市民にも専門資料に親しむ工夫を開発するなど 川崎市の図書館も共に取り組んで下さい、読書の町川崎に厚みを加えます。
- ④このような専門図書館を育ててきた専門職の方たちが県内市町村との職員交流の中で、この分野で市町村への支援を発揮されていました。今後もこの分野の調査研究の役割の精度をあげ、職員の技量を磨く図書館であり続け、そして将来の当市の図書館への波及との連携をも期待するものです。
- ⑤川崎の富士見周辺地区を中心に中小・大企業が集中しており、県立川崎図書館が集積した資料の需要は県内の他の都市より多く、多数の内外の利用者の利便性からも川崎市に残すべきです。
- ⑥川崎市には、県の文化施設がほとんどありません。同じ政令指定都市である横浜市と大いに違うところです。その点からも、川崎市は、県立川崎図書館を川崎市に残す方向での話し合いを毎年要望しております。

氏名	住所
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

○第1次締切: 9月24日

署名送付先: 232-0002 横浜市南区 [REDACTED] ほどたまさこ気付



請願第 12号

平成27年10月 8日

川崎市議会議長 石田康博様

川崎区

川崎の文化と図書館を発展させる会

ほか 1,782名

川崎の宝県立川崎図書館を川崎市に残し活かすことについての

請願

請願の要旨

- 1 川崎と県民の宝、県立川崎図書館の機能・蔵書・人材を分散せず、そのまま本市に残し、県と市で将来にわたって協同で発展させてください。
- 2 市は、県に直ちに申し入れ、存続に向けた具体的な協議を進めてください。

請願の理由

- 1 県立川崎図書館は、建設時、市長の要請で、京浜工業地帯の開発に伴い工業図書館と本市の公共図書館の性格を合わせ持った図書館として出発しました。経緯から言って、本市にあり続けるべきです。
- 2 当図書館は自然科学・産業の専門図書館として、つとに知られ、産業都市と言われた時代に収集を始めた社史・商工会議所史や公害関係資料等、日本の産業発達史を知る上でも重要です。これらの資料の一級の価値は全国的にも高く評価されております。それらの資料の蓄積は市民や川崎関連の企業の資料室の司書などとの協同に負うものです。市民にとっても、川崎を知る宝です。
- 3 県立川崎図書館は自然科学・産業の特徴をいかした青少年向けの科学室なども運営してきています。この分野の図書館として、子どもたちを科学好き

にするノウハウを重ねてきた実践は、他県にない大変ユニークなことと評価されています。その実践を継承し、子どもや一般市民にも専門資料に親しむ工夫を開発するなど本市の図書館も共に取り組んでください。読書のまち・かわさきに厚みを加えます。

- 4 このような専門図書館を育ててきた専門職の方たちが県内市町村との職員交流の中で、この分野で市町村への支援を発揮されていたことも伺いました。今後もこの分野の調査研究の役割の精度を上げ、職員の技量を磨く図書館であり続け、そして将来の本市の図書館への波及と連携をも期待するものです。
- 5 川崎の富士見周辺地区を中心に中小・大企業が集中しており、県立川崎図書館が集積した資料の需要は県内の他都市より多く、多数の内外の利用者の利便性からも本市に残すべきです。
- 6 本市には、県の文化施設がほとんどありません。同じ政令指定都市である横浜市と大いに違うところです。その点からも、市は、県立川崎図書館を本市に残す方向での話合いを毎年要望しております。

紹介議員

廣田 健一
岩崎 善幸
山田 益男
佐野 仁昭
渡辺 あつ子
重富 達也
小田 理恵子

(参考) 県立川崎図書館について「県立川崎図書館のホームページより抜粋」

●施設概要

- ・名 称 神奈川県立川崎図書館
- ・所在地 〒210-0011 川崎市川崎区富士見 2-1-4
- ・設 立 昭和 33 年 11 月
- ・敷地面積 1,252.90 m² (本市からの借地)
- ・開館時間 9:00～19:00 (火～金)、9:00～17:00 (土日祝)
- ・蔵書数 255,368 冊、逐次刊行物 8,638 タイトル (平成 26 年度末現在)

●主な特徴

- ・県立川崎図書館は、科学と産業に特化した図書館である。自然科学・工学・産業系の図書や学術雑誌、JIS 規格をはじめとした国内外の規格類、全国有数の社史コレクションを収集し、「神奈川県知的所有権センター支部」として特許情報の提供、各種相談、講座等も実施している。
- ・昭和 57 (1982) 年 3 月の第 1 次提訴から平成 11 (1999) 年 5 月に和解が成立するまで、17 年にも及んだ川崎公害裁判の原告団・弁護団から寄贈された訴訟記録である。原告・被告の証言、主張、関連資料などがあり、公害裁判の全容を知ることができる極めて価値の高い記録資料である。公害被害の実態や、京浜工業地帯の産業史を調査するためにも貴重な材料が含まれている。